

Title	フランスの著作権法
Sub Title	Le droit d'auteur en France
Author	Triet, Gregoire(Ohashi, Asaya) 大橋, 麻也
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2010
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.15/16 (2010. 3) ,p.253- 271
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	2009年度大陸法財団寄付講座「大陸法特別講義」
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20100325-0253

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランスの著作権法

グレゴワール・トリエ
大橋 麻也／訳

序説

1. 著作権は何を保護するか
2. どのように保護を得るか
3. 著作者の権利には何があるか
4. 著作権利用契約
5. 著作権の保護

序説

先週の土曜日には工業所有権についてお話ししました。本日は、知的所有権のもうひとつの主要分野である文芸的および芸術的所有権（propriété littéraire et artistique）の検討に移ります。

a) 著作権の定義

文芸的および芸術的所有権は、著作権（droit d'auteur）と著作隣接権（droits voisins）とを含んでいます。著作権は、精神の著作物（oeuvre de l'esprit）の著作者を保護するものです。著作隣接権は、著作物を利用して活動する者、すなわち実演家（artiste interprète）、レコード（例：レコード、CD）製作者（producteur de phonogramme）またはビデオ（例：DVD）製作者（producteur de vidéogramme）を保護します。

持ち時間が限られていますので、今日は著作権に話題を絞ることにします。

著作権の根底にある思想は次のようなものです。すなわち、著作者は知的活

動の成果から利益を得ることができなくてはならないということです。そのため、著作者には、一定期間の利用独占が与えられます。一般的利益のためには、一定期間が過ぎた後には、著作物はパブリックドメインに帰し、誰もがそれを利用できるようになることが望ましいのです。そういうわけで、著作権は時間的に制限されています。この点で、著作権は産業上の発明と同一の論理に仕上がっているわけです。

b) フランス著作権法の沿革

アンシャン・レジームにおいては、本来の意味での著作権は存在しませんでした。個別的に付与される国王特権のみが存在していたのです。著作権は、18世紀末のフランス革命において承認されました（1791年法および1793年法）。革命期の立法は1957年まで存続します。そして1957年には新たな著作権法が制定されます。立法の規定は必要に応じて改正され、今日、著作権法は知的財産権法典の中において法典化されています。

工業所有権法と同様、フランス著作権法は、知的所有権の国際化の影響を強く受けてきました。初の重要な国際条約は、1886年のベルヌ条約です。この条約は、加盟国の国民に、調和の取れた最小限度の保護を与えようとするものです。

今日、フランスは著作権関連の国際条約またはヨーロッパ条約の大部分に加盟しており、それにしたがって法を適合させています。ヨーロッパ連合の加盟国として、フランスの著作権法は、さらに共同体法にも適合するものでなければなりません。

しかし、工業所有権法とは異なり、著作権法について調和が達成された点はわずかです。ヨーロッパの著作権法には、いまだ各国法の特徴が多く残されています。特に、シヴィル・ローの伝統を持つ大陸ヨーロッパと、イギリスのようなコモン・ロー諸国の間の相違が目立ちます。

この点、フランス著作権法は、歴史が古くかつ非常に発展しており、多くの国々に影響を与えたという点で、研究対象として興味深いものです。フランス

著作権法は、著作者の保護に厚いという特徴を示し、しばしば参考にされています。

1. 著作権は何を保護するか

著作権は、「精神の著作物」を保護します。立法者はこの概念を定義づけていません。これについての主要な原則を導き出したのは判例です。しかし、立法者は、保護の条件とならない要素をいくつか示した上で、保護される著作物の例示列举を設けています。

1.1 定義

精神の著作物とは、文芸または芸術の領域に属する、独創的で、一定の形式の中に具体化された創作物 (*création littéraire ou artistique originale concrétisée dans la forme*) のことです。

1.1.1 著作物とは創作物である

人に先行して存在するものは保護されません。著作権によって、単なる発見、または鳥もしくは鯨の鳴き声の録音を保護することはできません。

また、単なる技術上のノウハウは保護されません（例えば、単なる情報の集積）。

1.1.2 著作物とは文芸または芸術の創作物である

著作権は、技術、理論、生産工程またはシステムを対象とすることはできません。それらは特許権の対象となります。

1.1.3 著作物とは独創的な創作物である

独創性は、一般に、著作者の人格の刻印または反映 (*l’empreinte ou le reflet de la personnalité de l’auteur*) であると言われています。その結果、ある者が創作した著作物は、他人の著作物とまったく同一のものにはならないのです。

文学または純粋美術の領域に属さない著作物、例えばソフトウェアのような著作物が問題となるとき、独創性の判断は困難であることがあります。この場合、判例はしばしば、独創性を、「著作者固有の精神的な寄与（apport intellectuel propre）」、「著作者の個人的な寄与（apport individuel）」または「著作者の個性を生かした努力（effort personnalisé）」と定義しています。

機能によってのみ規定された著作物は、独創的とは言えません。

1.1.4 著作物は一定の形式の中に具体化されたものである

この点は、実務上、基本的かつ非常に重要なものです。

著作物は、一定の形式の中に具体的に表現されていなければなりません。したがって、アイデアおよびテーマに対して保護が与えられることはなく、それらの具体的形式（concrétisation formelle）のみが保護されるのです。この点、アイデアは自由に利用されるものと言われます。

具体例を挙げて説明しましょう：Christoというアーティストは、樹木または建造物を梱包するパフォーマンスで有名です。例えば、パリの〔セヌ川に架かる〕ポン・ヌフを梱包して見せたことがあります。その彼が、梱包されたポン・ヌフの絵葉書を発行した者を訴えた事件がありました。裁判では、建造物を梱包するというアイデアは著作権によって保護されず、よってChristoはそのアイデアを独占することはできないと判断されました。これに対して、Christoの考案した特定の梱包〔の形式〕は保護されるのでして、当該著作物の表現を利用した発行者はChristoの著作権を侵害すると判断されることになるのです。

この原則は適用するのが難しいものです。というのも、単なるアイデアの表現と、十分に特定された具体的形式とを区別するのは必ずしも容易ではないからです。実際には、（本、映画、放送、ゲーム、広告の）コンセプトについてしばしばこのような事態が生じます。例えば、洗剤の広告において白さを比較するというアイデアは保護されません。これに対し、アイデアの具体的形式は保護されます（例：洗濯物を干している女性の家に、洗濯物の白さに感動した

隣人がやってくる)。

アイディアは著作権によっては保護されませんが、不正競争訴権などの民事責任の訴えによって間接的な保護が得られる場合があります。

1.2 著作物は種類、表現の形式、価値または用途にかかわらず保護される

1.2.1 種類

著作物は、どの分野に属するかを問わず保護されます。文学、芸術、音楽、実用品、商業などいずれの分野でもよいのです。

1.2.2 表現の形式

著作物は様々な形式をとりうるものです。著作物が媒体に固定されているか、それとも口頭で、すなわち一時的に表現されるに過ぎないかという点は重要ではありません。したがって、教師による口頭での講義、講演、セミナー、無言劇、即興演奏などは保護の対象となります。

1.2.3 価値

著作物の価値は考慮されません。独創性の概念は価値の概念とは無関係です。したがって、著作物が暴力的である、低俗である、わいせつである、または面白くないという理由で、著作権による保護が否定されることはありえないと思われま

1.2.4 用途

著作物が商業目的または実用目的のものであるという理由で保護が否定されることはありません（よって使用説明書は、理論上、純粹に機能によって規定されたものでない限りは保護されます）。

1.3 保護される著作物の類型

・法律は、保護される著作物を列挙しています。

- 1° 書籍、小冊子、ならびに、その他の文芸的、芸術的および学問的文書
- 2° 講演、演説、説教、口頭弁論およびその他の同様の性質の著作物
- 3° 演劇または楽劇の著作物
- 4° 演出方法が文書その他の方法で固定された、舞踊の著作物、サーカスの演目および芸当、ならびに無言劇
- 5° 歌詞を伴う、または伴わない楽曲
- 6° 映画の著作物、およびその他の動画の連続からなる著作物であって、音声を伴うまたは伴わないもの。併せて視聴覚著作物 (oeuvre audiovisuelle) という。
- 7° 素描、絵画、建築、彫刻、版画および石版画の著作物
- 8° 図形またはタイプフェイスの著作物
- 9° 写真の著作物、または写真と同様の技術を用いて製作される著作物
- 10° 応用美術の著作物
- 11° 図版および地図
- 12° 地理学、地形学、建築学および科学に関する図面、略図および模型
- 13° ソフトウェア (logiciels)。準備段階での構想資料を含む。
- 14° シーズンごとに変化する服飾製品

・ 以上のリストは限定的なものではなく、判例はこれ以外に、髪型、フラワーアレンジメント、演出方法、ライトアップ（例：エッフェル塔の照明）、架空の人物像などを著作物として保護することを認めています。

これに対し、判例は今のところ、芳香（フレグランス）を著作権によって保護することはできないとしています。

・ 二次的著作物 (oeuvre dérivée) もまた保護の対象となります（翻訳、小説の映画版、既存の著作物を内に含んだすべての著作物）。ただし、これらの著作物を利用するには、原著物 (oeuvre originale) の著作権者の権利を尊重しなけ

ればなりません。

2. どのように保護を得るか

2.1 無方式主義 (absence de formalité)

著作権は、著作物の創作の時に発生します。著作物の寄託 (dépôt) は必要ありません。

著作物を利用する第三者に対して権利を主張しようとする場合、著作者は自らがその著作物の著作者であること、および自己の権利が先に発生していることを証明しなければなりません。

なお、第三者に著作物を「寄託」して、確定日付を得るための制度が存在します (執行吏 (huissier de justice)、著作者団体、工業所有権局などへの寄託)。

2.2 登録意匠権による保護が競合する場合

土曜日には、時間の関係で意匠権 (droit des dessins et modèles) は取り扱いませんでした。しかし、意匠権は工業所有権のもうひとつの資格です。登録意匠は、25年の独占的保護を受けます。保護要件は、新規性 (nouveauté) と独自性 (caractère propre) (つまり、既存の意匠とは異なる視覚的印象を与えること) です。

フランスでは、意匠権が著作権と競合することがあります。ただし、ヨーロッパのすべての国においてそうであるわけではありません。

登録意匠権の利点は、権利の存在の証明 (出願人は、権利者であると推定されます。) および権利の移転が容易になることです。

著作権の利点は、保護期間が長いこと、権利が無方式で成立すること、および、保護要件 (独創性) の充足がより容易に証明されうることです。

2.3 著作者の資格

2.3.1 単独の著作者

a) 原則

原則として、著作権の名義人は著作者です。著作者となるのは、必ず自然人です。著作物の公表の名義人は、著作権者であることの推定を受けます。

労働契約がある場合でも、この原則は変更されません。使用者は、著作権を取得しようとする場合には、労働者から明示的に権利を譲渡されなければなりません。これに反する場合、使用者による利用行為は労働者の著作権を侵害することになります。労働者が創作の役割を〔職務として〕与えられている場合（例：デザイナー、グラフィックデザイナーなど）であっても同様です。

著作物が注文によって創作されたとしても、事情は変わりません。また、著作物が固定されている媒体（例えば絵画）の所有者となることで著作権の移転が受けられるわけでもありません。よって、媒体の所有者は、著作者の許諾なしに著作物を利用することはできないのです。

b) 原則に対する例外

法律は、〔著作者が著作権を取得するという〕原則に対する例外を定めています。例えば：

- ・ソフトウェアについて→労働者によって創作されたソフトウェアの著作権は使用者に帰属します。
- ・公務員について→一定の場合を除いて、公務員の著作権はその者の所属する組織に帰属します。
- ・新聞記者について→新聞記者の執筆した記事が新聞社に譲渡されたことを推定する規定があります。

2.3.2 複数の著作者の関与

著作者が複数いる場合、状況は複雑になります。

a) 共同著作物 (oeuvre de collaboration)

共同著作物は、複数の著作者が創作において協力しあうことによって実現されるものです。その典型例は歌です。歌詞と曲がそれぞれ別の者によって書かれる場合をお考えください。

協力者はそれぞれ、共同著作者 (co-auteur) と見なされます。

視聴覚著作物は、共同著作物と見なされます。視聴覚著作物について、法律は、脚本の著作者、台詞の著作者、音楽の著作者および演出家 (auteur de la réalisation) を共同著作者と推定することにしています (映画製作者 (producteur) は共同著作者とは推定されません)。

b) 集合著作物 (oeuvre collective)

集合著作物とは、ある自然人または法人の発意によって創作され、その者の管理の下で、かつその者の名において公表される、複数の者の寄与を融合した著作物のことです (典型例：百科事典)。

集合著作物の著作権は、公表の名義人に帰属します。

3. 著作者の権利には何があるか

著作権は、まったく異なる2種類の権利に分かれます。すなわち、著作者人格権 (droits moraux) と著作財産権 (droits patrimoniaux) です。

3.1 著作者人格権

フランス法は、著作財産権のほかに、非常に強力な著作者人格権を認めている点に特徴があります。

3.1.1 内容

a) 公表権 (droit de divulgation)

著作者のみが自己の著作物を公表する権利を有し、他人がそれに代わって公表することはできません。例：未公表の映画フィルムを差し押さえた債権者は、

弁済を受けるためにそれを売却することはできません。

公表権の行使は、公衆への伝達方法ごとに把握されます。例えば、著作物が演劇作品の興行の形式で公表されたことによって、その演劇作品が書籍の形式で公表されたことにはなりません。

b) 氏名表示権 (droit à la paternité)

これは、著作物に自己の氏名を表示されることを内容とする権利です。作者はつねに、自己の氏名の記載を求めることができます。そのような慣行がない場合も同様です。

c) 同一性保持権 (droit au respect de l'intégrité de l'oeuvre)

これは、著作物に対するすべての変更または切除を禁止する権利です。この権利は非常に広く理解されています：変更が作者の声望 (réputation) を害することを証明する必要はありません。

著作物の改変と見なされたのは以下の行為です：

- ・写真のフレームを変更すること
- ・白黒フィルムをカラーにすること
- ・映画を中断してコマーシャルを挿入すること
- ・映画をテレビ放送する際に、テレビチャンネルのロゴマークを映像に重ねること
- ・広告用に創作されたのでない著作物を広告に利用すること
- ・不動産を増築したり、パラボラアンテナを設置したりすること。ただし、その不動産自体の改変を伴う場合にかぎります。
- ・一体として創作された著作物を、部分ごとに売却すること

ただし、安全性は作者人格権に優位することが認められており、著作物が第三者の安全性を害する場合には著作物を切除または変更することが可能となっています（建物、または公共の場所に設置された彫刻に関する判例あり）。

d) 修正・撤回権 (droit de retrait et de repentir)

著作物を公表した後、作者には、考えを改め、著作物をもはや利用しないものとするのが認められています。たとえ、作者が、著作物利用のための

契約を締結していたとしても同様です（出版契約）。しかし、著作者は契約の相手方に損害賠償をしなければならないため、修正・撤回権が行使されるのは極めて稀です。

3.1.2 著作者人格権の性質

著作者人格権は人格権の一種です。したがって、著作者人格権は以下のような性質を有します：

- ・譲渡不可能な性質：著作者は、契約により、著作者人格権を譲渡したり放棄したりすることができません。そのような条項は無効です。
- ・時効にかからない性質：著作者人格権は決して時効消滅しません。それは著作者の相続人に移転され、相続人によって永続的に行使されます。
- ・公序に属する性質：著作者人格権〔に関するフランス法〕は、外国法が準拠法となるような事件においてさえも適用されます（例：ジョン・ヒューストン監督の相続人が、映画Asphalt Jungleのカラー化に反対してフランスで訴訟を起こした事件）。

3.2 著作財産権

著作財産権は、著作者に、著作物の利用から収入を得ることを可能にする権利です。

3.2.1 内容

a) 複製権（droit de reproduction）

複製とは、著作物を公衆に対し間接的に伝達するあらゆる手段を用いて、著作物を有形的に固定すること（fixation matérielle）です：デッサン、複製画、写真、鋳造、レコード録音、録画、磁気録音など。

b) 興行権（droit de représentation）

興行とは、何らかの方法により、著作物を公衆に対して伝達することです。

公衆に対する伝達は、直接的である場合があります：公演（演劇、歌唱、ダンス）、展示など

公衆に対する伝達は、間接的である場合もあります（記録媒体（support）または技術的方法によってなされる場合）：上映（映画館でのフィルムの上映）、テレビ放送、衛星放送など。

c) 用途指定権（droit de destination）

用途指定権とは、公表権の財産的側面です。著作物の利用許諾（autorisation）は、制限的に解釈されなければならないと考えられていることになります。新たな利用形態がすべて、新たな許諾を必要とし、新たな許諾料請求権を発生させるようにするためです。

したがって、CDの販売の際に許諾料を受け取った著作者は、CDの貸与について追加の許諾料を受領する権利を有します。図書館は、本の貸し出しについて著作者に許諾料を支払います。同様に、宿泊客が利用することのできるテレビを客室に設置したホテルは、これについての許諾料を支払わなければなりません。

d) 追及権（droit de suite）

追及権は、図形または造形の著作物（例：絵画または彫刻）に適用される権利です。著作者は、著作物の転売のたびに、代金の一定パーセントを徴収することができます。当該著作物が、美術市場の専門家によって売却されることが条件です。

3.2.2 著作財産権の性質

a) 保護期間

原則として、著作者の生存の全期間およびその死後70年です。

共同著作物については、70年の期間は、共同著作者のうち最後まで生存していた者の死亡時を基準に算定されます。

集合著作物については、70年の期間は、著作物の公表の時から起算します。

b) 譲渡可能性

著作者人格権と異なり、著作財産権は譲渡することができます。

権利を利用するため、著作者は有償契約を締結し、許諾料 (redevance) の支払と引き換えに、著作財産権の全部または一部を譲渡します。

3.2.3 著作財産権の行使の制限

著作権法の適用には例外 (exceptions) があります。フランス法では、そのような例外は法律上厳格に定められています。アメリカの「フェア・ユース」のような一般的例外は存在しません。

法律の規定する例外のうち重要なものをいくつか挙げることにしましょう。

・家族内での私的な上映

例：自宅での、近親者とのDVD鑑賞。上映は、料金を受けるものであってはなりません。

・複製をする者本人の私的な使用のためにのみ行われる複製

- 私的使用には、集団的なまたは事業上の使用は一切含まれません。
- 近年における複製手段（複写機、レコードおよびビデオのダビング、デジタル技術）の発達を背景に、立法者は、私的複製 (copie privée) に対する一括徴収の補償金請求権 (droit de rémunération forfaitaire) を創設しました。これは、記録媒体の売上げから控除されるものです。
- 私的複製を例外とすることについては、2つの問題が指摘されています。
 - ・「ピアツーピア (peer-to-peer)」(インターネット利用者の間で、ファイル(音楽、ビデオ、ソフトウェアなど)を交換するための技術) によるダウンロード (téléchargement) の適法性の問題：私的使用のためのダウンロードが、交換される著作物に関する著作権を侵害するか？→答えは明白ではありません。ただし、著作物を送信可能にする行為(アップロード)は例外とされることはなく、著作権侵害となります。

- ・技術的保護手段（mesures techniques de protection）の適法性の問題：〔コピーガードなどの〕技術的保護手段は、複製をすべて妨げるものであるが、それを私的複製の権利の侵害といえるか？→裁判では、私的複製は権利ではなく、権利侵害として訴えられた場合の抗弁事由であるに過ぎないと判断されました。したがって、訴えられた際の防禦のために主張されるのみで、本訴として保護を求めることはできないのです。
- ・批評、教育または情報提供の目的での要約および短い引用
- ・パロディ、パステイッチョ（抜き出した部分を寄せ集めたオペラ：訳者注）または風刺画への利用
- ・ニュース性のある事柄、および情報を取得する権利に関連した例外もいくつかあります（公式スピーチ、催し物（例：展覧会）の情報を提供することを目的とする絵画の著作物の複製など）。
- ・図書館、視覚障害者、教育施設、競売に付される美術品のカタログ作成のための例外

いずれにせよ、これらの例外行為は、著作物の通常の利用を侵害してはなりませんし、著作者の正当な利益に対して不当な損害を与えてもいけません。

4. 著作権利用契約

フランス著作権法における著作者の保護の手厚さは、著作権譲渡契約においても反映されています。

著作権譲渡契約は厳格な形式主義の下にありますので、専門家の援助なしに著作権譲渡契約を作成しようなどと考えないほうがよいのです。

このような形式主義は、契約書の作成、および対価の支払方法に現れます。

4.1 著作権譲渡条項の作成

著作権譲渡条項は厳格に解釈されます。明示的に定められていないことは排

除されます。あまりに広く、曖昧な条項は効力を生じませんので、譲受人は、広い条項を作成して済ませるわけにはいきません。

4.1.1 譲渡される権利のそれぞれについて別個の記載をしなければならない

- ・複製権と興行権を区別しなければならないということです（一方の譲渡は、他方の譲渡を意味しません）。
- ・「すべての権利を含む」という条項は禁止されます。

4.1.2 利用の範囲を明示しなければならない

- ・つまり、記録媒体および判型を明らかにすることで、利用形態を明示しなければならないということです（例：紙媒体での利用は、インターネットサイトでの利用を意味しません）。

4.1.3 用途を明示しなければならない

- ・利用が商業的であるかそうでないかを明示するということです。
- ・派生的な利用を予見可能な利用から区別することです（例：広告のために特別に創作されたのでない著作物を、広告に利用すること。例：グラフィックデザイナーが、その顧客のインターネットサイトに表示するためのマスコットキャラクターの創作物に対する権利を譲渡したからといって、それを顧客の広告に利用する権利が譲渡されたことにはなりません）。

4.1.4 利用の期間を明示しなければならない

- ・時間的に制限されない条項は禁止されます。
- ・これに対して、「法定の権利存続期間のすべて」を対象とする条項は有効です。

4.1.5 地域

- ・地域的に制限されない条項は禁止されます。
- ・これに対して、「全世界」を対象とする条項は有効です。

最近の判例：

水がきれいなことで有名なヴィッテルという都市の写真を撮影した写真家がありました。その写真家は、次のような条項に基づいて写真の著作権を市に譲渡しました：「私は、すべての利用権、特に複製権および興行権を含む、著作物の所有権を譲渡する。時間、地域、利用方法および利用形式について制限は一切設けない」。〔本件条項に基づいて「すべての利用権」を譲り受けたと考えた〕市は、ミネラルウォーターのヴィッテルを販売するネスレ社に対して、ボトルのラベルに写真を利用することを許諾しました。〔ところが、市からの許諾を受けてボトルのラベルに写真を利用したことについて、〕写真家は、著作権侵害を理由にネスレ社を訴えました。

→破毀院2006年7月12日判決：本件条項を有効とした控訴院の判断には誤りがある。なぜなら、文言が一般的であるために本件条項は効力を有しないからである。

4.1.6 将来の著作物の包括的譲渡は無効である

続いて、将来の著作物をまとめて譲渡することはできないという原則が問題となります。

労働者の著作物が特に問題となります。著作権の譲渡は労働契約に書き込まれなければならない、そうでない場合、著作権は譲渡されません。ただし、将来の創作物をすべて譲渡するという条項は無効です。

解決策として、創作の都度譲渡が行われると労働契約に記載し、後の譲渡において確認書に署名をさせることが考えられます。

4.2 譲渡の対価

著作物の利用による収入に比例した支払、すなわち売上高の一定パーセントの支払が原則です。

しかし、法律は、一括計算された対価が適用される場合をいくつか定めています。

- 計算の基礎を定めることが事実上できない場合（例：ロゴマーク、企業マスコットなどの創作）
- 売上高に比例した対価を査定する手段がない場合（例：グループでの創作）
- 対価の計算・査定に費用に比べ、対価が不釣り合いなほど低い場合（些細な創作物）
- 著作物利用の性質または状況が、原則の適用を不可能にしている場合。著作者が当該著作物の創作において重要な貢献をしていない場合（集合著作物）、あるいは、著作物の利用が付随的な性質を有する場合（本の序文）が考えられます。
- ソフトウェアの著作権の譲渡の場合

創作を職業とする者については、許諾料の徴収（*perception des droits*）は、一般に、著作権の管理を専門に行う会社によって実施されます。

5. 著作権の保護

5.1 訴訟手続の説明

第三者による著作物の無断利用は、著作権侵害（*contrefaçon*）となります。その者が善意であったとしても侵害行為は成立します。

侵害行為の証拠を収集するため、著作権者には、知的財産権侵害に基づく差押（*saisie-contrefaçon*）の手続が用意されています。これについては土曜日にお話ししました。

著作権者には、補充的な差押手続が用意されています：違法複製が行われた場合、著作権者は、警視（*commissaire de police*）に対して、違法複製物を差し押さえるよう申し立てることができます。

手続の間、特許権者にはまた、情報提供請求権（*droit d'information*）に関する手続が用意されています。これについても土曜日にお話ししました。

著作権侵害訴訟は、工業所有権について述べたものと相当程度類似しています。

制裁方法は、工業所有権におけるのと同様です。

5.2 インターネット上での著作権侵害の制裁

この問題は、違法ダウンロードの問題とともに、近年物議をかもししています。インターネットからの違法ダウンロードは、大勢の人間によって日々大量に行われる集团的犯罪となっており、そのため、音楽産業および映画産業は危機に瀕しています。

特別法がないため、著作物の違法ダウンロードは、著作権侵害罪（*délit de contrefaçon*）。フランスには犯罪の等級として、重罪（*crime*）、軽罪（*délit*）、違警罪（*contravention*）の3つがある。知的財産権侵害は、軽罪すなわち中程度の犯罪を構成する（訳者注）として、拘禁刑および高額の罰金刑に処せられます。

当初、コンテンツ制作会社は、抑止力となることを期待して、数名のインターネット利用者を告訴し、メディアで大きく取り上げられました。刑事訴追の結果、有罪判決が下された例もいくつかあったのですが、社会的には受け容れられませんでした。そのように混乱が生じたのは、私的複製の抗弁を根拠に、インターネット利用者を無罪とする判決が複数あったためでした。もっとも、この判決傾向は定着しませんでした。

そこで、フランスの立法者は、ひとつの解決策を見出そうとしたのです。

2006年、立法者は、ピアツーピアを用いた違法ダウンロードによる刑事責任を調整しようとしてしました：違法ダウンロードの犯罪を、〔それまでの軽罪から〕違警罪に格下げし、〔刑事訴追を要しない〕反則金（*amende forfaitaire*）を適用しようとしたのです。

しかし、この制度は、憲法院（*Conseil Constitutionnel*）によって違憲と判断されました（憲法院とは、法律の合憲性、特に法律による人権の尊重を確認する機関です）。憲法院は、この制度は、ピアツーピアのソフトウェアを使用するかしないかによって違法ダウンロード（著作権を侵害する点では同じ）の扱いに差別を設けるものであり、法の下の平等の原則に反すると考えたのでした。

2009年5月、フランス政府は、いわゆる「創作物とインターネット（*Création*

et internet)』法を可決させました。この法律は、憲法院によって違憲とされる前の段階では、違法ダウンロードをする者に対する行政規制について定めていました。行政機関は、まずは電子メールで、次に書留郵便で、インターネット利用者に警告を発することができ、警告に従わない者についてはインターネットへのアクセスを停止することもできるとされていました。

しかし2009年6月10日、憲法院はこの制度を違憲と判断しました。インターネットへのアクセスは表現の自由の一要素であるから、行政機関ではなく、裁判所のみがアクセスを停止する権限を有する、というのがその理由でした。

そこで立法者は法律の見直しを行い、9月22日に新たな法律を採択しました。その法律では、アクセスの停止は、刑事の略式命令（ordonnance pénale）という簡素化された手続（公判を開かず、単独の裁判官によってなされる裁判）に基づいて裁判所によって言い渡されるものと定められています。

この新法は、10月22日、憲法院によって合憲と判断されたばかりです。

質問はありませんでしょうか？

[付記] 本稿は、2009年11月2日に慶應義塾大学三田キャンパス南館で行われた、2009年度大陸法特別講義「様々な無体所有権」第2回目の原稿の翻訳である。当日は、大橋が講義を通訳し、金山直樹慶應義塾大学大学院法務研究科教授が質疑応答の通訳を行った。本文中、訳文で補った語は亀甲括弧で示した。訳文とは別に説明を要する事柄については丸括弧で示し、最後に「:訳者注」の表示を付した。なお、本稿258頁の「保護される著作物」の列挙部分については、大山幸房訳『外国著作権法令集（40）—フランス編—』（著作権情報センター、2008年）3頁を参考にした。